

聖護院系教派修験道成立の過程

新城, 美恵子 / SHINJO, Mieko

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

32

(開始ページ / Start Page)

23

(終了ページ / End Page)

33

(発行年 / Year)

1980-03-23

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00010968>

聖護院系教派修験道成立の過程

新城 美恵子

一 はじめに

近世以降、教派修験道本山派の本山となる聖護院と熊野三山との関係は、白河上皇の最初の熊野御幸にあたって先達を勤めた園城寺の増替が、寛治四（一〇九〇）年、その功によって熊野三山検校に補せられた際、洛東に聖体護持の一寺聖護院を賜わって以来のことと伝えられている。

しかし、聖護院門跡が熊野三山検校職を独占するようになるのは、鎌倉時代の中期以降のことであり、しかも政治・経済等の俗権は熊野別当によって確保され、三山検校にゆずられた宗教上の教権も、実質的には別当のものであった。⁽¹⁾

室町時代に入って、先の伝が定着しはじめ、聖護院門跡の支配が慣例視されてくるが、なおかつ三山検校職は常住方たる社僧大衆検断を掌る本来の形態を残し、地方の熊野山伏結合体に対する支配権を直接にもったわけではなかったと考えられる。⁽²⁾

各地方における山伏個々の勢力は、具体的には、その所有する且那の質と且那場の量としてあらわれる。従って、聖護院門跡が

聖護院系教派修験道成立の過程（新城）

熊野山伏の支配権を実質的に掌握したと見なすことができるのは、旦那契約の得分管理権と一定地域内の平山伏の支配権をもつ先達職および年行事職の補任権を全国的に掌中にしたときといえよう。一般的には、いわゆる本山派修験道が形成されつつある段階を室町中期とし、先達職・年行事職補任の聖門の御教書が盛んに見られるようになるのは文明期以降と見なされている。⁽³⁾

時に例外はあるが、⁽⁴⁾聖護院門跡が、上記のように熊野三山検校として三山および諸国の熊野山伏支配権を確得するに至るまでには、種々の問題が存在したであろうことは推測できる。ここでは次の二点に限って触れてみたい。

第一の点は、教派成立の前提となる熊野山伏の結束度の推移、第二には、実質的な教権および俗権の熊野三山から聖護院門跡への移行という、いわば組織体というピラミッドの底辺と頂点を為す部分の形成を、問題点としてとりあげたいと思う。

前者については、鎌倉末期には「熊野側山伏衆群結束の可能性」がみられ、宝徳期・一四〇〇年代中葉には「結合体的に連絡融通した形勢」が認められ、さらに明応年間に至って「聖門山伏

結合体」すなわち聖護院中心教派の成立を認め得るとする和歌森太郎氏の説があり、以後ほぼ踏襲されている。しかし、以上の結合の過程が実際にどのようなに行なわれたかについては、それを徴証できる具体的な史料がないことにより、「かえって、その推移の順調、円満に不断に行われたことを証する」という推論が行なわれるにとどまっている。

第二の点については、従来ほとんど触れられていない。ひとつには、前者と同様に具体的かつ直接の史料がないということもある。が、何よりも、中世後期の山伏の歴史が、教派修験道の形成を中心に論理が展開され、ことに聖護院・三宝院の両者を頂点とするそれぞれの地方山伏の直接支配を可能にした時期とその実態に、問題点が置かれたためではなかったかと考える。院政期・鎌倉期を通して、熊野三山側が実質的に確保していた教権および俗権の聖護院側への移行が、素直に、円満に行なわれたとするには、やはり疑問が伴なう。

二、熊野山伏結合体の推移と聖護院門跡

熊野山伏の結束がいつごろから見られ、どのように変化していったのかということについて前に簡単に触れたが、熊野側山伏衆群の結束——結合体——聖門下山伏とする大筋においては、和歌森氏の説に異存はない。しかし、のちに述べる第二の問題点となる熊野三山の役割にも注目しながら、私なりの見解をのべてみたいと思う。

『成實堂文庫文書』弘安十一（一二八八）年正月五日付の熊野

惣公文所良遍の書状に、

土左国吾橋山長徳寺者、自往代為熊野権現之御敷地、經年序処、今為彼所地頭追捕坊内、令搜取所從牛馬以下米穀資財難具之条、為先代未聞之重事、所詮於院主円経者、先令安堵彼所、如元可令全天長地久国吏將軍家長日御勤者也、仍近隣山臥先達等可令存知此旨之由、依満山之衆儀之状如件。

とあり、この文書を以て和歌森氏は鎌倉後期における「熊野側山伏衆群結束の可能性」があったとみておられる。

吾橋山長徳寺は長岡郡寺内の吾橋庄にあり、同庄には、十二世紀ごろから始まった土佐国内における熊野権現勧請の、もっとも早い例のひとつである熊野王子社があった。前の文書中に見えるように、長徳寺はこの熊野権現領であったわけである。注意しなければならないのは、「近隣山伏先達」へ結束をうながし、長徳寺を通じ伝達させた主体は、熊野惣公文所であり、その決議は熊野「満山之衆儀」によったということである。「長日御勤」を全うするという教権上の名目はたてられるが、内容は俗権にかかわるこの事態に対する山伏衆の結束は、三山側の指令によるものであって、聖護院にはかわりのないところで行なわれている。

和歌森氏が次の段階である山伏が「結合体的に連絡融通した形勢」の認められるとされた史料は、それから約一六〇年を経た宝徳二（一四五〇）年にとぶ。『康富記』同年七月十九日の条に、

和泉守護細川兵部少輔去年被誅山臥之間、都鄙山臥楯籠熊野社頭、呼集諸国山臥、卒大勢、一昨日可押寄兵部少輔屋形、變小路方且新熊野神興可振入之由令支度之、事可及大儀之間、自

兵部少輔方被出下手人、兩人、又科貨料足百二十貫田地、十六(意カ)神馬等出之、被懇望之間、昨日属無為云々、

とあるものである。同氏の見解を引用すると、「各地の山臥衆が聖門直属とも見られる新熊野の權威を仲介として、結合体的に連絡融通した形勢をまとめ得よう。すなわち諸国山臥が危機における結束の中心地であったのである。それはここが聖門直属たる權威において強かったからであるが、この權威を仲介として、熊野寺門山臥衆群が連絡融通した⁽⁸⁾」というものである。新熊野社創設の事情と、三山校校による新熊野校の兼帯もあることなどから、同社が聖門直属あるいは一体と見なされ、その果した役割の重要であったことは勿論認められ、山伏結合体の成立も認め得る。

この事件の発端は、その前年の宝徳元年に和泉守護細川教春が山伏を殺害したことにあつた。鎌倉末期から戦国期にかけて山伏殺害の事件は所々に見られ、当時の彼らの政治的・武力的な性格の一端を示すものと受取れるが、相手が強力な守護であつたという以外には、とくに珍しい事件ではなかつたといえよう。事が大儀に及ぶことを恐れた調停者幕府は、下手人二人を差出させた上、科怠料として百二十貫の田地十六町と他に神馬等もそえ、細川方に一方的に謝罪させたというこの記事には、極めて政治的な力が働いていたのではないかという疑問を起させるものがある。

第一に、相手が畿内の有力守護であり、事件の中心が洛中にあつたこと、第二には、当時の聖門・護院門主義観と、將軍義政との関係である。

『康富記』宝徳元年十二月廿一日の条に、
後日承、聖護院殿新御門主、室町勘令任大僧都給、件宣旨廿五日到来官局、廿六日持参宣旨、

とみえ、義観は將軍義政の弟で、門主になって間がなかった。義政も同年四月に將軍職に就任したばかりで、その半年余り後の義観の門主就任の裏には、義政の後立てがあつたと思われること、従つて新熊野・山伏側の敗北は、間接的には義政・義観の力の不足と受取られる恐れがあり、是非にでも権力を誇示する必要があるのではなからうか。

しかし、新熊野が聖門直属ないし一体的な存在にあつたとしても、同時に聖護院が熊野山伏を直接支配下に置いたことにはならなかつた。

これより二年後の享徳元(一四五二)年に、関東八カ国の修驗に次の廻状が廻された。

就諸國破却、鎌倉自月輪院、兩度狀お御下候、八ヶ国相触、其期之年行事急鎌倉江可上由、三山同心狀お給候、今月廿八日、於鎌倉八幡宮可有御衆会候、奉行頭人申子細候、其方相触候而、可有御立候、此際之御祈禱事者年行事計候ても申上候へ共、今度者國破却之衆会に候之間、富士・二所・熊野先達不限山臥聖道、神職等可被登候、於小田原手札お致披見、不參之輩者可停止道、如前々中村^(下野)・大内^(下野)・田野^(下野)・益子^(下野)・高橋^(下野)・祖母井^(下野)・市端^(下野)・与能^(下野)・水沼^(下野)・高根沢^(下野)、其外山方分無村此廻文可有御付候、仍如件、

享徳元年十月四日

大先達法印宗俊(花押)

寺

諸社寺参詣の障害となる諸関破却のための衆会を、鎌倉八幡宮において行い、諸先達・聖道・神職も含めて、その通達方を依頼したものである。これによると、関東八カ国を一ブロックとして、鎌倉月輪院⁽¹⁾→大先達宗俊→年行事→平山伏という伝達ルートがあったことがわかる。しかも、問題が諸国山伏に關連するということもあったが、このように大がかりな衆会を催すときには、あらかじめ熊野三山の同意を得ることも必要であった。この下野国芳賀郡の年行事の場合、中村以下十カ村の受持ち区域が、前々から定められていた。また「其期之年行事」とみえ、当時の年行事は年ごとの交替が通常の形態であることが意識されていて、まだ後の「年行事職」のごとく、得分化・世襲化した役職ではなかったこともわかる。地方ごとの熊野山伏の組織は、すでに「連絡融通しあう結合体」といったあいまいな段階にはなく、より整備されたものであったといえよう。

ところで、こうした新関の問題は、南北朝・室町初期から起っていた。『紀伊統風土記』永和二(一三七六)年二月十五日付の「熊野山新宮神官、本宮衆徒与那智并五ヶ村人々定置契約条々事」および翌三年と思われる年不詳八月七日付の關連内容をもつ文書によると、南朝方取締りのため、湯川庄司は牟婁・日高兩郡で五十カ所に及ぶ関を設けていたという。これらの関は、実際は糧物の押収など行ない、諸国山伏・先達・諸旦那ら熊野参詣者の煩いになっていた。これら関の新設は多く守護ないし被官によるものであったから、諸国の山伏集団に聖護院直属の意識があれ

ば、直接に聖門を通して幕府へ、その解決策を依頼したのである。にもかかわらずこの衆会は、三山の承諾を得て行なわれた。関東八カ国の山伏衆の意識には、教権の頂点に聖門があったとしても、彼らの組織的団結の頂点には、未だ伝統的に熊野三山が据えられていたのである。

こうしたことを考慮すると、宝徳二年新熊野社頭に結集した山伏は、洛中および畿内の山伏が中心であったこと、およびこれを一ブロックとした連絡網の成立していたことを推測させる。そして、この事件を契機に、諸国の熊野山伏らは新熊野を仲介に聖護院の権威を利用し、彼らと聖護院との関係が、より直接的な方向へ進んでいったのは確実であったと思われる。

一方、聖護院側では、この動向をどのように捉えていたのだろうか。義観の跡を継いだ道興は、文正元(一四六六)年と文明十八(一四八六)年の二度にわたり、諸国巡礼の旅に出かけている。

最初の巡礼は、『後法興院記』文正元年七月廿二日の条に

是日聖護院巡礼也、早且実相院・宝池院令来給、聖護院已刻被過家門之西門之前、室町、為其見物各令来給也、先令参講堂給云々、

其帰路室町也、歩行、山臥四五十人京中打送、坊官以下二百人也。

とあるもので、続いて巡礼に予定されている畿内・東海・南海・山陰・山陽道にわたる二〇カ国に近い国々の名が掲げられている。「尋尊大僧正記」翌々廿四日の条には、「聖護院准后道興三

十三所巡礼、南円堂御参」とみえ、九番札所興福寺南円堂に総勢七十人ばかりで立寄っており、この旅の主目的は西国三十三所巡礼にあったと思われる。南北朝期以降、西国巡礼は次第に一般社会的現象となるのではあるが、苦行をとまなうこの巡礼の修行的性格はなお濃厚で、その実践は僧侶にとつてある種の資格の獲得となり、誇るべき経歴のひとつもなった。⁽¹¹⁾道興の熊野三山・新熊野検校としての意気込みも、恐らくその点に置かれ、それはまた熊野系山伏の教権の頂点に立つものとしての自覚の現れともいえるよう。しかし予定されていた諸国の中に、東は尾張、西は安芸に至るまで含まれていたことは、単に西国巡礼のみが目的でなかったことを推測させるが、同年九月中には、応仁の乱前夜の騒然とした京都の様子を伝え聞き、十一月には一千日の那智参籠を企てて京都を発っているから、実際にはこの廻国巡礼は早々に切りあげられ、その意味では、さしたる成果はなかったと思われる。

文明十八(一四八六)年六月、道興は山伏装束に身をかため、徒歩で、北陸・関東・東北諸国巡歴へと、再び京都を発つ。⁽¹⁴⁾「廻国雜記」はその記録であるが、和歌や漢詩の書留あるいは名所旧蹟のそれに主力が注がれ、日程や本来の目的と思われることについては、詳細には触れられていない。しかし、関東での逗留が比較的長期にわたっていること、関東・東北地方での宿所に熊野先達の坊が多くあてられていること、さらに翌年五月の道興の帰京後、下向時の忠節に対する褒賞として修学者御免に准ずることを許された山伏があったことなどから、この巡歴の目的に、関東・

東北地方の聖門支配下の有力先達との直接の接触およびその効力が目論まれていたことは推測に難くない。⁽¹⁶⁾修行に重点の置かれた最初の巡礼と、その点で相違がみられるのである。

応仁の乱の継続する間の、聖護院門跡の動向はほとんどわからない。しかし、乱のほぼ終結した文明九年頃から、諸国山伏直接支配の方針が打ち出され、急速に推進された感が深い。先達職・年行事職補任等の聖護院側から発給された文書は、管見の限りではあるが、文明の十年を境に、それ以前の十五年ほどの間ほとんどみられず、以後急激に増加している。この傾向は、ことに関東において著しいものがある。後に述べるが、陸奥白河で寛正以前から継続していた先達間の旦那職をめぐる相論を、一方の先達を「当道破却」とするといった強硬な手段を以って解決しようとしたのも、同じくこの頃からであった。聖護院門跡Ⅱ熊野三山検校として、諸国散在の熊野先達に対する姿勢の変化は、この前後二〇年ほどの間にあったとみられるのである。

そこで、応仁の乱前後にかけて争われた奥州白川・石川の両先達間の相論の推移によって、この変化を、三山と聖護院との関係をみながら、今少し具体的に検討してみたい。

三 熊野三山勢力の衰退と聖護院門跡

前項で述べた弘安・享徳の例にみられるように、熊野系山伏の支配権は本来熊野三山に属していた。しかし、諸国における山伏の結合体が次第に明確な組織形態をとりはじめ、聖門との関係を深める先達の増加する中で、三山・聖門それぞれの権威に依拠す

る先達も生じてくる。すなわち、熊野系山伏の中に三山系山伏と聖門直属山伏とでもいえる両者の対立が見られ、これはまた、とりもおさず三山と聖門の山伏支配権をめぐる対立でもあった。

寛正三（一四六二）年、奥州白川八槻別当と石川庄竹貫別当との旦那職をめぐるの相論に対し、本宮衆徒ら連署の次のごとき下知状が出された。

奥州別当与、別当与、先達職相論事

右就彼旦那、別当被申候次第者、白川殿依為先達職、石川ハ白川殿為御配領間、可申引導由、雖被申候、別当石川先達職於任普代所持旨、依為太法、令下知上者、猶後日不可違乱、下知状如件、

寛正三年九月廿四日

本宮衆徒

公文所道繁（花押）

権在庁則実（花押）

在庁所光能（花押）

権政所良則（花押）

正政所長久（花押）

検校代之賢（花押）

物検校常全（花押）

これより前に、石川一族の赤坂・大寺・小高の三氏が結城白川氏の家中に入った。その先達職についての相論で、八槻別当の陳述は「八槻は白川殿家中および地下の先達職を所有している。従って白川殿拝領の石川庄内の先達職も八槻のものである」というのであったが、熊野側はこの主張を退け、石川一族の先達には石

川別当が引続き当ることが確認された。

「八槻別当」とは、奥州八槻近津社の別当で、明徳年中（一二三九〇—四）二階堂信濃方の末葉左衛門大夫高盛という人物が、駒石侍従阿闍梨良源から修驗職分を譲り受け、以後白川地方の先達職を掌握するようになったといわれている。⁽¹⁹⁾この八槻別当に宛てられた熊野先達職に関する聖讓院門跡の御教書のうちもっとも早いものが、「八槻文書」中の

奥州白河一家同家風地下人等、熊野并二所参詣先達職之事、任相統之旨、引導不可有相違由、乗々院大僧都御房御奉行所候也、仍執達如件

応永廿五年八月十二日

権律師慶鎮

小納言阿闍梨御房

というものである。ところで、同じく「八槻文書」に収められている、これに二五年先立つ明徳四（一二三九）年、宮根山衆徒連署の先達職安堵状には

（端紙書）

「はこね くまの」

檀那引導先達職事

右、二所熊野、凡不可改旧規、可随理運者也、手経証文明鏡之間、不可有相統子細者也、仍為後日支証之状如件

明徳四年癸酉十一月十六日

宮根山衆徒

法印盛弁（花押）

法印定信（花押）

法印隆恵（花押）

とある。これは前にあげた良源の譲渡がその前年のことであり、その先達職相統の安堵状と思われるのであるが、注目したいのは第一に、箱根山衆徒の連署で出されていること、第二に「二所熊野」とみえ、聖門の御教書に「熊野井二所」とあるのと順序が逆であること、同様に「八槻文書」中のこれより以前の先達職に関する文書では、すべて伊豆・箱根二所がまず記され、これら先達の主たる引導先が本来伊豆・箱根山にあったことが知られる。⁽²⁰⁾つまり、八槻別当が熊野先達という内容をもつ先達職を掌握したのは、明確には応永二五（一四一八）年のことであった。旦那は「結城白川氏一族・家中および所領内地下人」を含み、白川氏の勢力によって浮動する可能性の強いものであったが、当時の白川氏は満朝から氏朝へと移り、南奥州から北関東にかけて勢威伸長の時期でもあった。そして、その所領範囲の拡大上に、石川一族の内赤坂以下三氏が白川氏の旗下に入るといふ事実があったのである。

一方、竹貫別当とは、白川氏の所領西白川、東白川の北東に隣接する石川庄の青竜寺別当八大院のことで、石川別当ともいった。青竜寺は「石川文書」に、

属一族総領之事、相催軍勢、発向野州、可抽忠勤、依戦功可有恩賞之状如件

建武二年三月五日

石川中務少輔殿

先達青竜寺

一族中

（足利直義）
源朝臣在判

聖護院系教派修験道成立の過程（新城）

とみえ、「石川系図」に詮持の叔父にあたる義尊は「称民部、後称源光山青竜寺八大院、任権大僧都法印」とあって、八大院石川別当は石川氏一族であり、一族の先達職もすでに南北朝期以前から所有していたものと思われる。⁽²²⁾

寛正の相論における八槻別当と石川別当の背景には、以上のように熊野先達として依拠する教権、「一族」と「一族中ならびに地下」という旦那掌握形態の新旧、さらにそれぞれの大旦那の勢力の進退などの相違がみられ、客観的には八槻がより有利な立場にあった。しかし石川別当から熊野三山に持ち込まれたこの訴訟は、三山衆徒によって訴人の勝訴とされた。熊野先達に関わる裁判権は、熊野・石川別当らには、伝統的に三山にあると認識されていたのである。石川別当関係の文書に、この相論が一応の落着をみる明応八年まで、聖門発給文書の見当らないのは、石川別当が伝統的な形態をもった先達であったことを示唆している。しかし、この相論はここで落着いたのではなかった。

この間、応仁の乱を経て、文明九（一四七七）年九月、「白河一家同家風地下人等」先達職相統の御教書を受取った八槻別当小納言公は、翌十年総勢二百人に上る人数で上洛、あわせて熊野詣も行なったと思われるが、聖護院との接触もあったのであろう。文明十六年九月、寛正三年の熊野三山の裁決を逆転させる御教書が下った。

奥州石河一家之内、赤坂・大寺・小高両三人之事、近年成白川之一姓、既改氏、被替家之文等之上者、熊野参詣先達職之事、以白河一家之旨、知行不可有相違之由（下略）⁽²⁵⁾

八槻

文明十六

慶乘（花押）

快繼（花押）

26

竹貫政広

1. 板橋光長
2. 大寺修光
3. 成頼
4. 河野義隆
5. 田邊
6. 西沢
7. 長尾
8. 木村
9. 松本
10. 橋本仁彦

謹上 三山宿坊御中
〔封書〕
「明応六年三月廿一日

ところが、旦那である石川氏がこの処置に納得しなかった。一族傘連判の同心状を三山宿坊に宛てて出したのである。

八月四日

前駿河守成光在判

白鬚光忠在判

宮内親光在判

赤坂政光在判

蒜生政広在判

慶俊（花押）

慶乘（花押）

ここで石川氏は、聖護院への仲介を宿坊に依頼している。これより以前、『紀伊統風土記』所収の新宮衆徒中に宛てた明応二

(一四九三)年と推定される六月十六日付の河内守護畠山義豊の書状に、「尚順事、既被補朝敵、被加御対治候旨、御下知并御奉書、自聖護院可被仰候、然早令進発(下略)」と、聖護院の下知によって衆徒の動員が行なわれており、この事実が、周辺諸国の守護らにも認識されていたということは、三山が確実に聖門の支配下にあったことを示しているよう。また石川氏が衆徒を退けて宿坊(御師)へ仲介を依頼したのは、参詣者にとって熊野における直接の関係者が御師であったこと以外にも、公家・武家の御師を勤め、宿坊を経営して経済的にも優位に立った有力御師が、三山の実権を掌握しているとみなされていたからではなかっただろうか。こうして明応八(一四九九)年、石川竹貫別当は、聖門から改めて石川六六郷の先達職を仰付られ、その支配下に入るようになった。⁽³¹⁾

四 むすび

応仁の乱終結後の、以上のごとき聖護院門跡道興の積極的な姿勢の背景には、京都の荒廃・幕府権力の失墜、荘園制崩壊の促進など当時の社会的変動によって余儀なくされた一面もあったことは勿論考慮に入れなければならない。同時に、より直接的な契機として次のことが考えられないだろうか。

『後法興院記』に道興に関する記事がしばしば詳細に記されているのは、道興と著者近衛政家が兄弟であったからに外ならなかった。政家の関白就任は文明十一(一四七七)年二月末のことであり、この年の十一月、道興は十年振りに政家を訪れている。⁽³²⁾そ

れは恐らく応永二(一四六八)年八月末、義政の使者として、前年から北畠氏を頼って伊勢に脱出していた義視を召還しての帰途、政家を訪れて以来であったと思われる、この時から再び政家・義政ら公武との親交が始まっている。⁽³³⁾

すでに幕府の実権を富子・義尚に掌握されていた義政と政家人脈とのつながりに、京都を中心とした政治世界において、どれほどの効果を期待し得たかは疑問であり、実質的な意義はほとんども得なかったであろう。しかし、関東・東北地方の身分の低い熊野先達らにとって、三山の権威失墜に比例し、前將軍や関白殿下という権威のもつ形式的意義には大きなものがあつたのではなかろうか。道興の三山検校としての自覚と行動は、政家の関白就任に期を同じくして活潑となり、以後実質的に諸国山伏の頂点に立つことを完成させた。

『尋尊大僧正記』明応元(一四九二)年八月二十三日条に、紀州根比山は「別当三宝院末也(中略)然而山伏共聖護院下方也」とみえるのは、いまや単なる山伏の集合体ではなく、「聖護院支配下の山伏」の組織体、すなわち聖護院中心教派の成立が認められよう。十五世紀中葉すでに関東八カ国で成立していたとき先達の組織は、ほぼそのまま、聖護院門跡の統宰を受ける形を成すに至ったのである。

(注)

- (1) 五来重『熊野詣』(『吉野・熊野信仰の研究』山居宗教史研究叢書4)三一五ページ。
- (2) 和歌森太郎氏は『修験道史研究』二〇〇ページの注に、

『康富記』宝徳元年十月三日の条に「新熊野可建立護摩堂之由社家申請捧献状、且自聖護院被執申之」とみえることから、護摩堂の建立の申請が「社家と聖護院の二方からなされているのは、それぞれ常住方（社僧）・山伏方（客僧）を代表する意味からであった」と述べておられる。また、「若王子神社文書」および「熊野贈状之留」〔国立国会図書館所蔵貴重書解題〕第六卷古文書部第二（二）所収の文書には、応永十年からの聖門による三山執行職以下の補任状が見られ、聖門の三山支配は形式的には定着している。

（3）和歌森『前掲書』第三章第一節一

村山修一『山伏の歴史』九、天台の修験と真言の修験
『実隆公記』永正七年十二月十四日の条に、円満院に熊野検校職の宣下があったとき、「熊野三山検校事、聖護院近代相統之体」ではあるが、円満院はとくに「聖護院強禪之仁」であるから「非沙汰之限」とみえる。

（5）和歌森『前掲書』第三章。なお村山修一氏は、和歌森氏は「結合体的融通」をもったとされる宝徳期を、本山派修験道の形成時点とみておられる。

（6）『成實堂文庫文書』第百廿九

宮家準「高知県の修験道」（『大山・石槌と西国修験道』山岳宗教史研究叢書12）三九六・七ページ。

（8）和歌森『前掲書』一九九ページ。

（9）『小野寺文書』（『栃木県史』中世一芳賀地区真岡市）月輪院は、「鎌倉攬勝考 巻之七」月輪寺廃跡の項に、「成氏朝臣の護持僧寺」とみえ、「鎌倉年中行事」には、公方護持僧五人のうちに月輪院の名がみえる。従って宝徳二年当時、鎌倉公方足利成氏の護持僧であったと思わ

れ、修験中の地位はわからないが、「長命寺文書」（『新編武州古文書 上』所収）慶長二年十月十一日付の聖護院門跡御教書に、「月輪院逆意之砌」とあって、数年前まで関東修験の有力者の一人であったことがわかる。天文・永祿頃から、北条氏と密接な関係をもちはじめた小田原玉竜坊の名が、武蔵不動院とともに関東八カ国上位の修験として、諸先達への通達および相論の調停の際に頻出してくるのが天正十九年からで、おそらく月輪院の「逆意」とは天正十八年後北条氏の滅亡と関連があるのではないかと思う。

（11）

新城常三『社寺参詣の社会経済史的研究』第三章第三節で、応仁二年熊野社に奉納した道興の経巻の奥書「三井門人園城寺前長吏熊野三山新熊野検校八千数度行人、大峯抖擻、観音^{くわんおん}卅所巡礼、当滝奉仕一千日」と結ばれていることから、大峯抖擻等との併奉による西国巡礼の修行的性格の濃いことをあげられる。また、この奥書によると、那智参籠の前に、西国巡礼を行ったことが明確に意識されている。

（12）『後法興院記』文正元年九月十七日条

（13）『右同』同年十一月二日、同八日条

（14）『右同』・『御湯殿上日記』文明十八年六月六日条

（15）『十玉院所蔵文書』（『新編武州古文書上』所収）および富士見市文化財保存会編『十玉院関係文書』解説に記載されている年不詳七月廿六日付聖護院門跡御教書

（16）『廻国雜記』（『群書類従』紀行部）によると、陸奥国に入ってから順路は白河八槻に田村と続き、石川が抜けている。この日記には道順や立寄り先が正確には記されていないから、石川の脱落は偶然とも考えられる。しか

し、当時なお八槻別当と石川別当との旦那をめぐる相論は継続中で、八槻方に肩入れをしていた聖門は石川へは立寄れない事情にあったと推察できる。従って、この廻国において道興准后と接触のあった修験者は、すでに聖門支配下にあったか、またはその可能性の高い先達であったということがいえよう。

- (17) 『新編武州古文書』所収の修験関係文書の中では、大塚十五坊宛文明十二年七月二七日付の奉書が初見である。
注(3) 参照。

- (18) 「石川頼賢文書」(『福島県史』7・『棚倉町史』11)「米良文書」三一九九〇

- (19) 藤田定興「八講山信仰と近津修験」(山岳宗教史研究叢書8「日光山と関東の修験」所収)

- (20) 推測にすぎないが、この点から、本来社寺参詣における先達職の補任は、熊野御師と先達の契約のごとく、各社寺と先達山伏の間で交された契約に端を発したものでなかったのだろうか。

- (21) 「石川文書」・「石川系図」(『福島県史』7)

- (22) 『福島県史』(通史編古代・中世)の「中世の修験道」には、「大善院は白川別当といって、古くは白河・石川をふくめた霞を所有していたが、後に石川先達大藏院が分離し、石川から竹貫別当八大坊が独立」したと記されているが、この説は疑問である。

- (23) 「八槻文書」文明九年九月六日付聖護院御教書

- (24) 「同」文明十年九月三〇日付室町幕府奉行人連署過書

- (25) 「同」文明十六年九月六日付聖護院門跡御教書

- (26) 「同」文明十六年十月二日付聖護院門跡御教書

- (27) 「帰願寺文書」(『福島県史』7)「願入寺歴代住持記録」

に「明賢、号聖王房本者山伏也、文明十六年如慶同宿(下略)」とみえ、この明賢が石川別当明賢と同一人であることは間違いないからう。

- (28) 「八槻文書」延徳元年十月八日付聖護院奉行連署書状、明応三年八月十九日付同小奉行慶俊書状、同四年八月二八日付御教書

- (29) 「同」文明十六年十月六日付法橋慶儀赤坂道上分請取状
(30) 「同」年末詳八月四日付石川一家同心状案、但し、裏書明応六年の日付と、明応四年欠所沙汰の御教書の日付によって、明応五年と推定できる。

- (31) 「石川頼賢文書」(『福島県史』7)明応八年九月十六日付聖護院門跡御教書

- (32) 『後法興院記』文明十一年十一月七日条
(33) 「同右」文明十二年九月二六日、同十三年十月二二日、同二三日条、「尋尊大僧正記」文明十二年九月二七日、

『親長卿記』文明十三年十月二一条

等によると、義政は、聖護院焼失後北岩倉観音堂に仮住していた道興のもとで参籠を行ない、出家も遂げている。また「廻国雜記」には、若狭・越後で武田・上杉氏等守護に宿所の提供を受けており、それもあるかじめの連絡によるものであったことがわかる。